

新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成金 募集要項

東京都は、地域から新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図っていくため、町会・自治会が主催して行う新型コロナウイルス感染拡大防止に係る普及啓発事業を支援します。

このたび、以下のとおり募集を行いますのでお知らせします。

1 事業概要

(1) 助成対象事業

町会・自治会が主催して行う「新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業」

- ① **都が作成した、家庭内でできる感染予防法など日常で気を付けるべき対策をまとめたチラシ及び啓発シールを、各戸配布し、町会・自治会内に感染予防対策を周知する。(必須)**

- ② 除菌シートや除菌スプレー等の啓発品を購入し、チラシ及び啓発シールと併せて配布する。
- ③ 町会・自治会が感染防止対策を施しながら普及啓発を行うために必要となる物品を購入する。

(2) 助成対象団体

東京都内の単一町会・自治会

(3) 助成対象経費

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業に係る以下の経費

- ・感染拡大防止普及啓発用チラシの印刷に要する費用
- ・除菌シート、除菌スプレーなど啓発品の購入費
- ・封入・梱包作業に要する費用
- ・ポスティングに要する費用 等

- ② 感染防止対策を施しながら普及啓発を行うために必要となる以下の物品購入費

- | | | | |
|-----------|---------|----------|-----------|
| ・アクリル板 | ・消毒液 | ・非接触型体温計 | ・Wi-Fi 機器 |
| ・パーティション | ・消毒スプレー | ・サーモグラフィ | |
| ・フェイスシールド | ・ハンドジェル | ・消毒スタンド | |
| ・マスク | ・除菌シート | ・タブレット端末 | |

※ 物品の購入費に限ります。工事費等は対象外です。

※ 購入物品の単価上限額はありません。

(4) 助成限度額

30万円（助成率10/10）

※ 申請は1団体につき1回限りです。

(5) 助成対象となる事業実施期間

令和3年1月18日（月）から令和3年3月31日（水）

(6) その他

- ・ **感染拡大防止普及啓発用チラシ・啓発シールの配布は必須です。**

※ **物品の購入のみを行う場合は本助成金の対象とはなりません。**

- ・ チラシのデータは東京都生活文化局のホームページからダウンロードできます。
- ・ チラシには町会・自治会名及び住民に向けたメッセージを記入してください。
- ・ 啓発シールは、申請書記載の必要枚数分を交付決定時に送付します。
- ・ 普及啓発対象世帯は町会員世帯のみ、または、全世帯かは問いません。
- ・ 申請にあたって、対象経費の見積もりは必要ありません。
- ・ 予算の範囲内での助成金の交付となります。あらかじめご了承ください。

2 申請方法

○申請受付期間 令和2年12月23日（水）～令和3年2月24日（水）17時必着

○申請書類一式を郵送により、下記提出先までご提出ください。

【申請書類の提出先】

東京都生活文化局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話番号：03-5388-3166

(1) 申請様式について

申請様式は東京都生活文化局のホームページからダウンロードできます。

(2) 申請に必要な書類について

- ① 助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 収支予算書（第2号様式）
- ③ 団体の会則
- ④ 団体の役員名簿

(3) 支払関係書類について

本助成金は口座振替で支払われます。本助成金の申請を提出いただいた団体に対しては、東京都から支払関係書類を送付いたしますので、郵送にてご提出いただきます。詳細は支払関係書類提出依頼時にご案内いたします。

(4) 概算払いについて

概算払いを希望された場合は、交付決定額の7割を上限として、交付決定後3週間以内に受け取ることができます。詳細は上記(3)の支払関係書類提出依頼時にご案内いたします。

3 募集スケジュール

募集期間中に以下のスケジュールで交付決定を行います。

各団体の事業実施日に合わせて期限までに申請書を提出してください。

【募集期間】令和2年12月23日（水）～令和3年2月24日（水）

対象事業期間	申請書提出期限	交付決定時期
令和3年1月18日（月）～3月31日（水）	令和3年1月6日（水）17時	令和3年1月18日（月）
令和3年2月5日（金）～3月31日（水）	令和3年1月27日（水）17時	令和3年2月5日（金）
令和3年2月19日（金）～3月31日（水）	令和3年2月10日（水）17時	令和3年2月19日（金）
令和3年3月5日（金）～3月31日（水）	令和3年2月24日（水）17時	令和3年3月5日（金）

※概算払いを希望された場合は、交付決定額の7割を上限として、交付決定後3週間以内に受け取ることができます。

○申請から助成金交付までのスケジュール（例）

【令和2年】

12月23日（水） 募集開始

【令和3年】

1月 6日（水） 申請書類の提出

1月18日（月） 交付・不交付決定

2月 8日（月）まで 助成金概算払い ※希望する団体のみ

2月11日（木） 事業実施

事業終了後2週間以内 実績報告書提出

実績報告書提出後1～1か月半 額確定通知送付

額確定通知から1か月程度 助成金支払い

4 事業を変更または中止する場合

交付決定後に事業を変更または中止する場合は、事前に東京都の承認が必要になります。まずは電話にて連絡ください。必要に応じて以下のいずれかの書類の提出をしていただきます。

① 変更理由書

② 変更承認申請書（第6号様式）

※事業を変更する場合でも、必須となっている「感染拡大防止普及啓発チラシ及び啓発シールの各戸配布」は必ず行ってください。

5 実績報告

事業完了後は、実績報告書（第9号様式）を提出していただきます。

（1）提出期限

事業完了後2週間以内（3月末まで実施する事業の場合は令和3年4月6日（火）までに提出してください。）

（2）実績報告に必要な書類

- ① 実績報告書（第9号様式）
- ② 決算書
- ③ 領収書
- ④ 配布したチラシの原本1部
- ⑤ 助成金で購入した物品等の写真

（3）注意点

- ① 物品の購入にあたり、ポイントカードは使用しないでください。物品購入に伴うポイントの付与が判明した場合、当該ポイント分（一律1ポイント1円換算）を助成対象経費から除外します
- ② 申請団体の役員や団体内部団体への謝礼は対象外となります。

6 助成金額の確定

実績報告書を確認し、助成金額の確定後、助成金額の確定通知を送付します。

7 助成金のお支払い

額の確定後、助成金額確定金額を口座振替によりお支払いします。概算払いを行った場合、額の確定後にお支払いする金額は、額の確定金額から概算払でお支払いした金額を差し引いた額です。

8 問い合わせ

ご不明な点は以下の連絡先までお問い合わせください。

東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課

電話 03-5388-3166

1 家に帰ったら、
すぐに手洗い



2 食事の際は、
静かに



3 会話する時は
マスクをつける



4 換気を十分に

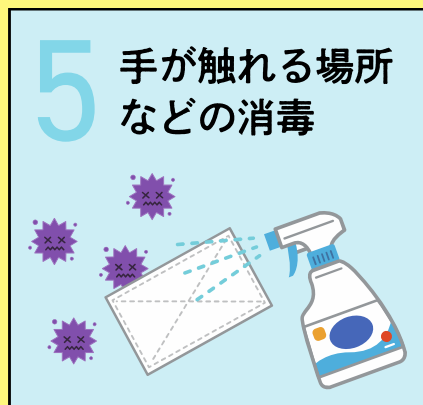


6 タオルなどを
共用しない



新型コロナウイルス 感染対策の要点

5 手が触れる場所
などの消毒



7 高齢者・病氣
療養中の家族に
うつさない



＜シーリアお台場三番街自治会からのお知らせ＞

この度、当自治会では東京都から「新型コロナウイルス感染拡大防止
普及啓発事業助成金」の交付を受け、会員の皆様にこのチラシと
啓発シール及び除菌シートを配布しました。
ぜひ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にお役立てください。

新型
コロナ
相談窓口



一般相談

新型コロナコールセンター

☎0570-550571

- 9時～22時対応（土・日・祝日を含む毎日）
- 感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など
- ※聴覚に障害のある方等、電話での相談が、難しい方向け
ファクシミリでの相談（FAX 番号）03-5388-1396

発熱したときは

東京都発熱相談センター

☎03-5320-4592

- 24時間対応（土・日・祝日を含む毎日）
- かかりつけ医のいない場合や
相談先に迷っている場合など
（かかりつけ医のいる方はかかりつけ医に電話でご相談を）

東京都の公式情報
東京都公式LINE



令和3年5月24日

各位

東京都生活文化局都民生活部

新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成に係る
額の確定通知の送付について

日頃より東京都の事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成について、関係書類の審査の結果、
助成額が確定しましたのでお知らせいたします。

記

送付資料

助成金額確定通知書（第10号様式）

1部

口座へのお支払の確認について

助成金は5月末までに指定の口座へお支払いする予定です。
東京都から振込日のご連絡はいたしませんので、ご了承ください。

決算書等への計上について

この助成金は、東京都が貴団体に対して交付する助成金ですので、貴団体の決算書等に
適切に計上いただくようお願いいたします。

（担当連絡先）

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1

東京都生活文化局都民生活部

地域活動推進課地域活動支援担当

電話 03-5388-3166 FAX03-5388-1331

第10号様式

2 生都地第3413号

団体名 シーリアお台場三番街自治会

代表者名 会長 森 正行

助成金交付額確定通知書

令和3年3月15日付文書により貴団体から提出された実績報告を審査した結果、助成金の額を下記のとおり確定する。

令和3年5月11日

東京都知事 小池 百合子

記

1 助成事業名

新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業

2 助成金交付確定額

金 292,000 円

(内訳)

交付確定額(A)	概算払交付済額(B)	差引き交付予定額(A-B)
292,000円	0円	292,000円

3 助成金の交付方法

助成金のうち、差引き交付予定額については、支払金口座振替依頼書(東京都指定様式)により、指定の預金口座への振込みにより交付する。

なお、概算払交付済額(B)が交付確定額(A)を上回る場合は、その差額を定められた期限までに返還するものとする。